4/22(水)掲示

公益財団法人オーケー育英財団

令和８年度奨学生募集要項　高校生奨学金

１．趣　旨

公益財団法人オーケー育英財団（以下、「本財団」という）は、高等学校の生徒及び大学の学生に対し奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

２．特　徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

(1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。

(2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

３．奨学生の応募資格

本財団の高校生奨学金の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者とします。

(1) 日本国籍を有する者。
外国籍を有する場合は、在留資格が「永住者」または「定住者」の人は応募可能。

(2) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県内の全日制の高等学校に在籍する者。

(3) 保護者の世帯年入が 700 万円以下である者。

(4) 前年の全履修教科の評定平均値が 5 段階評価で 4.0 以上（小数点以下第 2 位を四捨五入）であり、人物が優秀である者。

(5) 他の奨学金制度との併願・併用は可能。

４．採用人数

高校１年生　210 名（各高等学校からの応募は３名まで）

５．奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額　　月額３万円

(2) 給付の期間

奨学生採用時に在学している学校を卒業又は修了するまで奨学金を給付します。ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

奨学生に採用された年の４月から６月分の奨学金は、一度目の交付日に遡って支給します。

(3) 給付の方法

奨学金は、４か月毎の一定日に交付するものとします（本人名義の銀行の預金口座に入金します）。

希望者は4/30(木)までに職員室西本まで

１回目	４月、５月、６月、７月分	７月 25 日
２回目	８月、９月、10 月、11 月分	11 月 25 日
３回目	12 月、１月、２月、３月分	３月 25 日

(4) 一時金

上記のほか、各年度において１人あたり５万円の一時金を給付します。（支給時期：各年度の７月 25 日）なお、2026 年度は特別一時金として５万円を増額し 10 万円を給付予定です。

(5) 大学に進学した場合

高等学校卒業後に ４ 年制以上の大学に進学した場合は、引き続き奨学金の給付を受けることができます（詳細は「10.大学に進学した場合」参照）。

６．奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

(1)休止事由

ア　休学、あるいは引き続き３か月以上にわたって長期に欠席するとき

(2)廃止事由

ア　退学したとき
イ　傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
ウ　学業成績又は性行が著しく不良となったとき
エ　奨学金を必要としない理由が生じたとき
オ　奨学生の責務に特段の理由なく違反したとき
カ　前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

７．手　続

(1) 提出方法

学校経由で応募すること。直接応募は認められません。

必要書類の郵送先

〒220-8755
神奈川県横浜市西区みなとみらい６丁目３番６号
公益財団法人オーケー育英財団　事務局

(2) 提出期限

令和８年５月 31 日（財団必着）

(3) 必要書類

ア　願書（財団指定願書フォーマット）
イ　成績証明書（出身中学校発行のもの）
ウ　住民票（世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの）
　　外国籍の方は在留資格及び在留期間の記載がある住民票
エ　保護者の所得を証明する書類（同一生計の保護者全員分）
　・令和７年度　課税証明書又は非課税証明書の原本
　（令和６年１月１日から 12 月 31 日の所得）
オ　課題
　テーマ『今、努力していること』（財団指定課題用紙）
　※AI ツールの引用は禁止